

学校感染症について

学校保健安全法により、該当の感染症にかかった場合は「出席停止」となります。下表の「学校感染症及び出席停止期間の基準一覧」を参照の上、医師の指示に従い登校させてください。

診断を受けたら「診断名」「診断を受けた日」を欠席連絡フォーム、または電話にて連絡してください。インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の場合は、あわせて「発症した日」と「解熱した日」をお知らせください。※診断書等、医療機関に記入してもらう必要はありません。

【学校感染症及び出席停止期間の基準一覧】

(学校保健安全法施行規則 18 条、第 19 条)

分類	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、南米出血熱、ラッサ熱、ペスト、マールブルグ病、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種 ※ただし、認めるときは、医師が感染のおそれがないと	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	